

廃棄物管理責任者ハンドブック

令和6年2月



はじめに

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは生活の豊かさと便利さをもたらしてきました。一方で地球温暖化や天然資源の枯渇をはじめとする地球規模の環境問題を引き起こしています。これらの諸問題を解決し、持続的な発展と豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、生産・流通・消費の社会経済活動の各段階において、区民・事業者・区等それぞれが役割を担い、省資源と資源の再利用により、環境への負荷をできるだけ軽減できる循環型社会を目指さなければなりません。

東京23区の廃棄物量は約半分が事業系廃棄物で、杉並区内で事業活動を行う事業者の数は、約20,000社あります。

人と環境が調和した循環型社会を実現するためには、区民・行政だけでなく事業者の皆さまが、企業の社会的責任として地球環境にやさしい行動を起こし、積極的な3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進に取り組むことが大変重要になっています。

更なる事業系ごみの減量のために、本冊子を参考にいただければ幸いです。

もくじ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 事業者の責務(法第3条)	1
リサイクル及び廃棄物に関する法体制 杉並区の条例	2
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第1条・第7条	3
第10条～14条	4～5
第34条・改善勧告等	6
事業者の皆様の義務 それぞれの役割	7
廃棄物管理責任者の役割	8～11
廃棄物の区分 廃棄物の種類と具体的な例	12 13
廃棄物処理法の厳守・罰則	14
リサイクルの推進 1、事業所から出る廃棄物の処理方法	15
2、リサイクルを進めましょう	16～19
事業所から出る廃棄物の処理 1、一般廃棄物の処理	20～21
2、産業廃棄物の処理	22～23
区への提出、届出 1-1再利用率計画書(3000㎡以上)	24
排出状況表A	25
1-2再利用率計画書(3000㎡未満)	
排出状況表B	26
ごみ処理・リサイクルフロー図	27
2 廃棄物管理責任者選任届	28
環境関連用語集	29
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	42

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

廃棄物処理法は増大する廃棄物の排出規制と生活廃棄物の適正処分を進めるため、1970年(昭和45年)にそれまでの「清掃法」を改め、公布されました。

廃棄物の定義をはじめ、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めています。

事業者の責務(法第3条)

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を「自らの責任において適正に処理しなければならない。」
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

リサイクル及び廃棄物に関する法体系

循環型社会形成推進基本法

○基本原則 ○国・地方公共団体・事業者・国民の責務 ○国の政策

廃棄物の適正処理

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基本基準の設定 等

3Rの推進

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材料等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法 容器包装の製造、利用者等に再資源化義務付け	家電リサイクル法 製造業者等に再資源化義務付け
食品リサイクル法 食品の製造、加工、販売業者等に食品廃棄物の再資源化義務付け	建設リサイクル法 建設物の分別解体や建築廃棄物の再資源化の義務付け
自動車リサイクル法 製造業者等に再資源化義務付け	小型家電リサイクル法 小型電子機器の再資源化を促進する
食品ロス削減推進法 消費者、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減の義務付け	プラスチック資源循環促進法 プラスチックの全てにおける資源の循環等の取組を促進する

グリーン購入法 国等が率先して再生品などの購入を推進

杉並区の条例

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

条例の構成

第1章 総則(目的、用語の定義等)

第2章 再利用等による廃棄物の減量(区長・事業者・区民の減量義務等)

第3章 廃棄物の適正処理

第4章 手数料

第5章 雑則

第6章 罰則

第1章

(目的)

第1条 この条例は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、資源が循環して利用される都市の形成及び生活環境の保全を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

第2章

第1節 区長の減量義務等

(再利用等による減量等)

第7条 区長は、第26条に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所(以下「所定の場所」という。)に置かれた資源物(廃棄物のうち、古紙、びん、缶その他の再利用の対象となる物として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の収集等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

杉並区の条例

第2節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第10条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

第11条 廃棄物の発生抑制等

第12条 再利用の容易性の自己評価等

第13条 適正包装等

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第14条 事業用の大規模建築物で規則(※)で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、**廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。**

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

杉並区の条例

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則に定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(※) 事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物とする(規則第4条)。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第34条

事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

事業用大規模建築物	事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の建築物
廃棄物管理責任者	建物の所有者から選任され、当該建築物の廃棄物について一定の役割や責任を持つ者
再利用計画書	当該建築物における前年度の廃棄物の実績に基づき、当該年度の減量目標、減量計画を策定し、区長に提出するもの

杉並区の条例

(改善勧告等)

区長は事業用大規模建築物の所有者が規定に違反しているとき、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

改善勧告(第15条)	事業用大規模建築物の所有者が第14条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反しているとき
公表(第16条)	勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったとき
収集拒否等(第17条)	第16条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第15条の勧告に係る措置をとらなかったとき

事業者の皆さまの義務

1 事業者の義務

- ごみの発生を抑制し、再利用を促進する等によりごみの減量に努める。
- ごみを自らの責任において適正に処理する。
- ごみにならないような包装、容器などの基準を定めて、その適正化を図る。
- ごみの減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力する。

2 事業用大規模建築物所有者等の義務

- 再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量する。
 - 廃棄物管理責任者を選任し、再利用計画書を提出する。
 - 占有者(テナントなど)は廃棄物の減量に関して所有者に協力する。
- *事業用大規模建築物・・・事業用途に供する延べ床面積1,000㎡以上の建物

それぞれの役割

ごみの減量、リサイクルを推進するには、事業活動に携わる皆さまがそれぞれの立場でかかわっていくことが大切です。建物の所有者や廃棄物管理責任者だけでなく、実際に廃棄物を排出する社員、テナント、施設の利用者の協力と連携が必要となり、組織をあげて取り組むことでより一層効果があります。



廃棄物管理責任者

ごみの発生量、処理状況の実態把握
ごみ減量・リサイクルの分別体制整備
3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
テナント、社員へのごみの減量、適正処理の指導
区、所有者、テナント等との連絡調整

所有者

ごみの減量、リサイクルの推進
廃棄物管理責任者の選任
再利用計画書の作成、提出
敷地内に再利用対象物保管場所の設置



社員、テナント

廃棄物の減量に関して所有者に協力
ごみの発生を抑制し、分別の徹底
ごみを自らの責任で適正処理

廃棄物管理責任者の役割

1 ごみ減量・リサイクルの推進体制の整備

ごみ減量、適正処理及びリサイクルを推進するためには、ごみの発生状況と処理・リサイクルの実態を把握することが大切です。また、ごみの分別区分、排出・保管場所などに関するルールやマニュアルを定め、テナント、従業員などに周知徹底を行うことが必要です。

これらの取組みをすべて廃棄物管理責任者一人では進めることはできません。各部署・テナントごとに担当責任者を選任し、建物全体での一体的な取組みが実施できる体制を作りましょう。

2 ごみ減量・リサイクルの具体的な進め方

現状の把握 ～ 排出されているごみ・資源の量を把握しましょう

まずは、各フロアー、ビル全体で、どんな種類のごみ、資源がどのくらい発生しているか排出状況の実態を把握します。また、建物内で行っている分別方法を整理し、処理の流れを確認します。

—ごみの流れ—

発生場所・種類⇒排出方法⇒保管場所⇒収集方法⇒処分先・処理方法

①ごみ量の把握

ごみ量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のために不可欠なものです。また、処理料金の支払いの根拠にもなるため、事業者自らが排出量を把握し、収集運搬業者からの報告は、補完としての使用にとどめることが望ましい方法です。

また、排出するたびに計量し実量を把握することが原則ですが、実測が難しい場合は、容器や袋単位による換算基準を定め、その個数により排出量を把握する方法も考えられます。排出時に使用している容器や袋を一定期間計量し、基準値を決めてみましょう。

廃棄物管理責任者の役割

減量目標の設定・分別ルールの方策

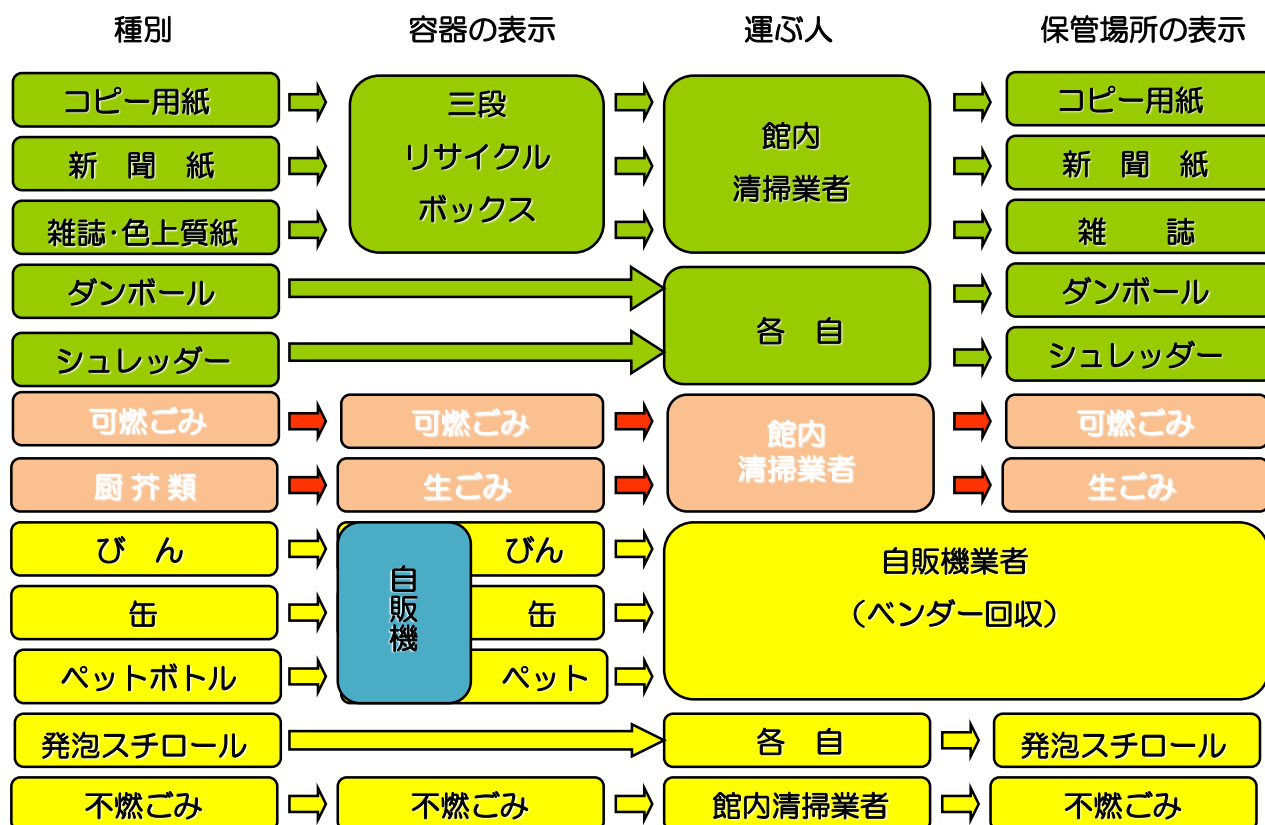
②減量計画の設定

ごみの排出状況から、改善ポイントを洗い出し、減量・再資源化の計画、目標値を決めます。目標作成の段階から所有者・テナント・社員・清掃員の意見を求め、ごみの発生抑制・再資源化を目指す具体的な行動を提起するものにしましょう。

③分別ルールの策定

ごみの分別方法や再利用の対象品目の選定にあたっては、廃棄物処理業者・資源回収業者ともよく相談し、効果的な分別区分、排出・保管場所、表示方法などのルールを設定します。

下図は、建物から排出される主な資源やごみのフロー図の一例です。分別した結果、資源やごみがどのようなルートをとどり、生まれ変わるかを確認しておきましょう。また、搬入先と処理内容は「事業者処理責任」として必ず把握してください。



廃棄物管理責任者の役割

④できることから実行しましょう

まずは、全員が無理なく実践できる簡単な取組みから始めましょう。事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて意識を持ち、行動に移すことが重要です。社員、テナント、清掃員など関係者にマニュアルを配布したり、社員研修、グループウェア、社内報、掲示板等を活用し、継続的な指導と意識啓発を行います。

ごみの減量化を実行するには、環境整備も欠かせません。排出方法の徹底とともに、排出・保管場所の明示など、3Rに取組みやすい環境を作ることが重要です。



分別環境の整備、管理

⑤排出・保管場所の明確化、ポスターの掲示

ごみの種類ごとに排出、保管場所を区分し、明確化することが有効です。ごみの名称、注意事項及びリサイクルの仕方などを明記したプレートやポスターを各保管場所に掲示します。(表示例)



廃棄物管理責任者の役割

実践・日常管理

⑥ 日常管理

把握した量を日報、月報、年報として管理します。分別種類ごとの実績を集計することで、減量効果、改善点を見出すことができ、新たな方策をとることができます。

⑦ 確認しましょう

分別ルールに従って、分別区分ごとのごみの排出量、再利用量を確認してみましょう。

また、定期的にごみの排出、保管場所を点検、巡回して、分別が適切に行われていることを確認します。

チェックポイント！

- ・それぞれの廃棄物は適切な場所に保管されているか
- ・保管場所は整理整頓されているか
- ・収集頻度は適切か(保管場所のオーバーフローはないか)など

効果が見られなかった取組みについては、見直しが必要です。

新たな目標、問題点の検討を行い、無理なく無駄なく、ごみ減量・リサイクルを進めましょう。

処理業者、リサイクル業者との連携

廃棄物の適正処理、リサイクルを実現していくためには、日頃から廃棄物やリサイクル等の処理業者と協力関係を構築し、情報共有や意見交換など連携を図っていくことも必要です。

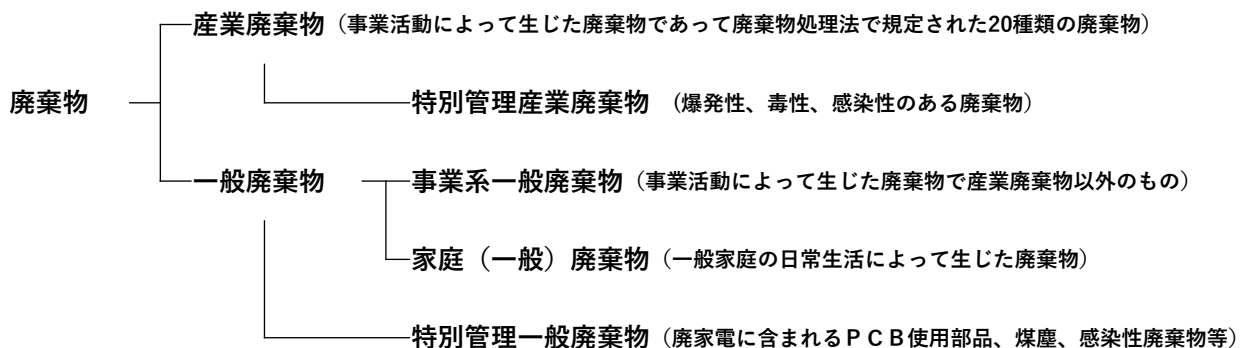


廃棄物の区分

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて固形状又は液状のもの」と定義されています。

これらの廃棄物は、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類され、「一般廃棄物」は、主に「事業系一般廃棄物」と「家庭(一般)廃棄物」に区分されます。



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、事業者自らが収集・運搬・処分の義務があります。なお、一日の排出量が50kg以上の事業者は区が収集・運搬及び処分することはできません。(厨芥類等)

家庭(一般)廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物で、市区町村に収集、運搬、処分の義務があります。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境にかかわる被害を生じる恐れのある性状を有するもので、政令で定められているものです。(廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる、PCB使用部品、煤塵、医療施設からの感染性廃棄物。)

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定められた20種類の廃棄物(次ページ参照)

廃棄物の区分

産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	焼却炉の残灰などの各種燃えカス、活性炭
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真現像液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃棄液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10)鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
排出する業種等が限定されるもの※	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新設、改築、除去により生じたもの)パルプ製造業、製糸業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注:これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは事業系一般廃棄物)
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など →建設業(工作物の新設、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 (注:これ以外の業種から発生した②以外のものは事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包の木材を含む。) (注:木製パレットは排出事業者の限定はありません。)
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新設、改築、除去により生じたもの)、衣服その他の繊維製品銅像業以外の繊維工業 (注:これ以外の業種から発生する、天然繊維製の衣類などは、事業系一般廃棄物)
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係わる固形状の不要物。
	(17)動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係わる固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす)
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	
		※上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。(ただし、(14)②は全ての業種で産業廃棄物になります。)

廃棄物処理法の厳守と罰則

法令の遵守 ～ 法令違反を防ぐために注意すること

無許可業者への委託や不法投棄等法令違反を防ぐために、次のことに注意してください。

契約時

- ・必ず書面で契約する。
- ・契約時に許可証の写しを確認する。

マニフェスト

- ・適正に処理処分されたことを確認しマニフェストは5年間保存する。
- ・マニフェストの交付漏れ、記入漏れがないか確認する。

情報共有

- ・廃棄物の排出量、分別方法、処分先を把握する。
- ・廃棄物の処理に関する情報を社内で共有する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における罰則

基準を守らない廃棄物の焼却、不法投棄が行われる場合には、収集運搬業者だけでなく、排出事業者にも厳しい罰則が科せられます。

内容	罰則	根拠法令
無許可業者に廃棄物の運搬又は処理を委託した	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金	法第25条第1項第6号
マニフェストの未交付、又は虚偽の記載をして交付した	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第1項第1号
マニフェストを5年間保管していない	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第1項第5号
廃棄物の不法投棄を行った 未遂も含む	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人の場合は3億円以下の罰金	法第25条第1項第14号 法第32条第1項第1号

リサイクルの推進

1 事業所から出る廃棄物の処理方法

3Rを実践しましょう

Reduce (リデュース)

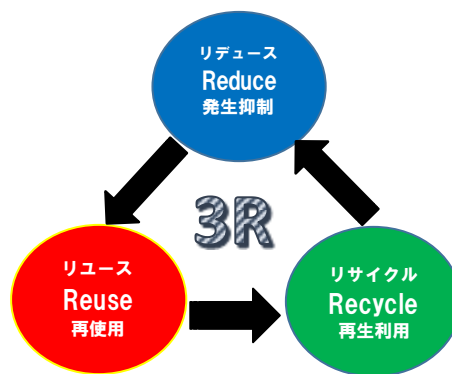
ごみになるものを減らしましょう

Reuse (リユース)

捨てずにまた使いましょう

Recycle (リサイクル)

もう一度資源として活かしましょう



資源としてリサイクルしましょう

事業活動に伴い発生するごみの大部分は、資源としてのリサイクルが可能です。

資源はごみにせず、古紙、びん、缶など種類ごとに適切に分別を行い、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。また、調理くずや食品の食べ残しは、食品リサイクル事業を行っている事業者へ処理委託したり、乾燥させて減量化することも大切な取組みのひとつです。



ごみとして処理する方法

事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。自己処理ができない場合は、許可業者へ処理を委託するなどしてください。

一般廃棄物は一般廃棄物処理業者へ、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、ごみを適切に分別し各々の許可業者へ委託しましょう。

* 古紙、鉄くず、空きびん類、古繊維などについて再生利用を目的とした処理をする場合は、資源回収業者に委託することも可能です。

リサイクルの推進

2 リサイクルを進めましょう

紙ごみの減量、リサイクルに取り組みましょう

杉並区内から発生する可燃ごみのうち約4割は紙類です。紙ごみの中には、分別すれば紙の原料として再利用できるものが多く含まれています。まずは、できるだけ使用量を減らし、リサイクル可能な紙はごみにしないことを区民や事業所の皆さま一人ひとりが理解していきましょう。

紙の使用量を減らしましょう

- ①パソコン等を活用し、ペーパーレス化を推進する
- ②両面印刷や裏面使用を推進する
- ③書類の共有化、一元化を進める

仕事上で使用した紙をごみにしない

- ①リサイクルボックスを活用する
- ②機密保持書類のリサイクルを推進する

紙類のリサイクル

(1) 古紙の発生量の抑制

- ・事業所内でどんな古紙が発生しているか、古紙の種類、排出量を調べます。
- ・どのような処理がされているか、実態を把握します。

(2) 回収業者と相談

- ・分別した古紙をリサイクルするには、どのような古紙をどんな品目で分別収集するか、回収方法を業者と相談します。

(3) 分別方法の決定と容器及び設置場所の確保

- ・分別方法、回収方法を確認します。
- ・従業員各自が分別しやすいように、種類別の分別ボックスを設置しましょう。

(4) 古紙回収の実施

- ・古紙の種類により製紙原料としての用途が異なります。詳しくは回収業者などに確認してください。

リサイクルの推進

古紙再生にあたって次のものの混入は避けましょう

古紙を再生するにあたり、紙の原料にならないものが混入していると、紙に再生するときに妨げになるので、古紙原料として利用できない異物は必ず取り除きましょう。下記のものが一般的に禁忌品とされていますが、詳しくは回収業者へ確認してください。

禁忌品(古紙再生できない)	紙以外
・粘着物のついた封筒や圧着はがき・ビニールコート紙・裏カーボン紙・感熱紙 ・ワックスのついた紙(紙コップなど)・写真など	・粘着テープ類・ファイルの金具・金属クリップ類・フィルム類・セロハン・プラスチック製品・ガラス製品・布製品など

再生品を利用しましょう

リサイクルの輪を広げていくためには、不要になったものを再資源化するだけでなく、再生資源から作られる再生品の利用を進めていくことが重要です。OA用紙、事務用品、トイレットペーパーなどは意識的に使用してください。

再利用品の認識マーク



事業所から排出されるびん、缶、古紙等については、事業者の処理責任の観点から、町会や自治会・マンション管理組合などの団体が実施している集団回収には出さず、自らの責任において資源回収業者と直接契約し適正な処理を行ってください。

リサイクルの推進

びん・缶・ペットボトルなどのリサイクルに取り組みましょう

事業者から発生しているごみの中には、びん、缶、ペットボトルなど資源として利用できるものが多く含まれています。排出段階で適正に分別することで、リサイクルが可能となります。

びん・缶・ペットボトル



繰り返し使用できるリターナブルびん（ビールびんや一升びんなど）は、販売（納入）業者に返却してください。その際、飲み残しや異物が混入しないように注意しましょう。

建物内に設置している自動販売機のびん・缶・ペットボトルは、設置業者による引き取りをお願いします。複数の業者が設置している場合は、当番制にしたり回収割合を決めて回収を徹底している例もあります。この場合は、空き缶などの発生量の確認方法を決めておくとともに、業者の処理方法、持ち込み先を確認しておきましょう。

廃食用油

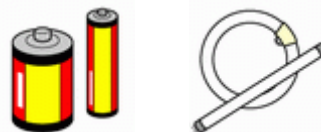
使用済みの食用油は、バイオディーゼル燃料や飼料・工業原料として再利用が可能です。異物を入れないように保管して、専門業者に回収を依頼し、リサイクルしましょう。



その他

発砲スチロール、食品トレイ、電池はリサイクルできる貴重な資源です。リサイクルを進めましょう。

また蛍光灯は水銀を含んでいますので、リサイクルのできる専門業者に処理を依頼しましょう。



リサイクルの推進

生ごみのリサイクルに取り組みましょう

区内の事業用大規模建築物から発生する可燃ごみのうち約2割は生ごみで、紙類に次いでその減量が求められています。

生ごみの減量化は「適正な食材管理」を行うことが効果的です。売れ残り食品の管理の徹底や、社員食堂のメニューの合理化などで、生ごみの発生量を減らしている例があります。また、生ごみの大部分が水分であるため、水切りを徹底することも減量化につながる第一歩です。

生ごみのリサイクルは、肥料化や飼料化など適正な方法で積極的にリサイクルしてください。

食品リサイクル法について

この法律は食品の製造、流通、消費の各段階で、事業者、消費者、国及び地方公共団体など、食品廃棄物に関わるものが一体となり、食品廃棄物の「発生抑制」、「再生利用」及び「減量」に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

再生利用等の方法は

発生を抑制する

再生利用する

減量する

食品リサイクルの流れ



事業所から出る廃棄物の処理

1 一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物の処理を業者に委託する場合

一般廃棄物の処理を業者に委託する場合は、事業者の処理責任、一般廃棄物の適正処理の観点から、事業者の責任が明確になるように契約を締結することが大切です。

契約のポイント

許可業者の確認

杉並区の一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている業者(以下「許可業者」という。)と契約しましょう。契約時には許可証を提示してもらい、委託するごみの種類、量、作業内容について確認します。なお、無許可業者への委託や再委託は法律で禁止されています。許可業者一覧は、杉並区公式ホームページよりご覧いただけます。
(区公式ホームページ⇒くらしのガイド⇒ごみ・リサイクル・環境⇒清掃、ごみ、リサイクル⇒事業者の方へ⇒事業系ごみ)

処理料金の規定

許可業者が一般廃棄物の収集運搬並びに処分を行う場合には、区が条例で定める手数料額を超えて処理料金を受けることは法律で禁止されています。23区における一般廃棄物の処理手数料の上限は、令和6年 2月現在、1kgあたり46円です。

適正処理の確認

廃棄物処理を適正に委託するためには法令で「委託料が受託業務遂行するに足りる額であること」と規定されています。委託した許可業者が清掃工場に搬入するには、令和6年 2月現在、1kgあたり17.5円かかりますので、排出量を把握し、適正な価格で契約を行ってください。極端に低い価格で委託した場合は、不法投棄などを招く場合があります。委託した業者の不法投棄は排出事業者の責任にもなります。

事業所から出る廃棄物の処理

一般廃棄物管理票(マニフェスト)を使用してください

一般廃棄物管理票(マニフェスト)とは、廃棄物の種類、量、排出場所を記載する複写式の伝票です。23区では、区長の指定する処理施設に1日平均100kg(月平均3t)以上の事業系一般廃棄物を持ち込む場合に事業者等に作成を義務付けています。

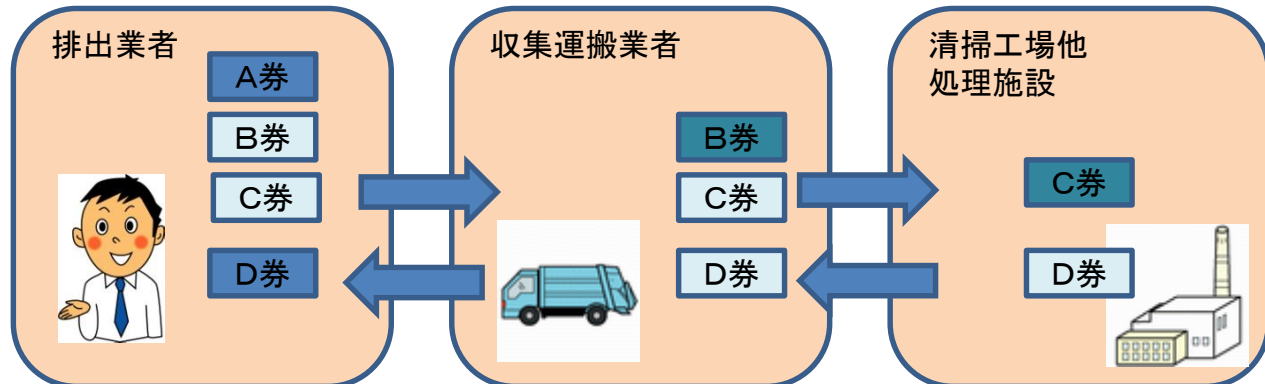
マニフェストの使用により、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正な処理を防止することができます。

収集運搬業者に委託している場合は、排出業者である皆さまが、あらかじめ用意したマニフェストに一般廃棄物の中身や量を確認して必要事項を記載します。

記入したマニフェストは4枚綴りの複写式伝票になっており、下記のように、処理が終わるまで一般廃棄物と行動をとります。処理が終わった後は、その通知としてマニフェストが戻ってきますので、適正に処理されたことを確認し、5年間保存してください。

The image shows a stack of four copies of the General Waste Manifest (マニフェスト) forms, labeled D (blue), B (orange), C (pink), and A (green). The top form (D) is partially filled out. It includes fields for '排出事業者' (Emission Business), '事業系一般廃棄物種類' (Business General Waste Type), and '量(kg)' (Quantity in kg). The waste types listed are: 01 屑 (Debris), 02 紙くず (Paper waste), 03 木くず (Wood waste), 04 繊維くず (Fiber waste), 05 焼却灰 (Incineration ash), 06 道路公溝ごみ (Road/Gully waste), 07 しき、ふさ (Flooring, mats), 08 (), 09 (), 10 (). The form also has sections for '排出場所' (Emission location) and '収集運搬業者' (Collection/Transportation company).

一般廃棄物マニフェストの流れ



事業所から出る廃棄物の処理

2 産業廃棄物の処理

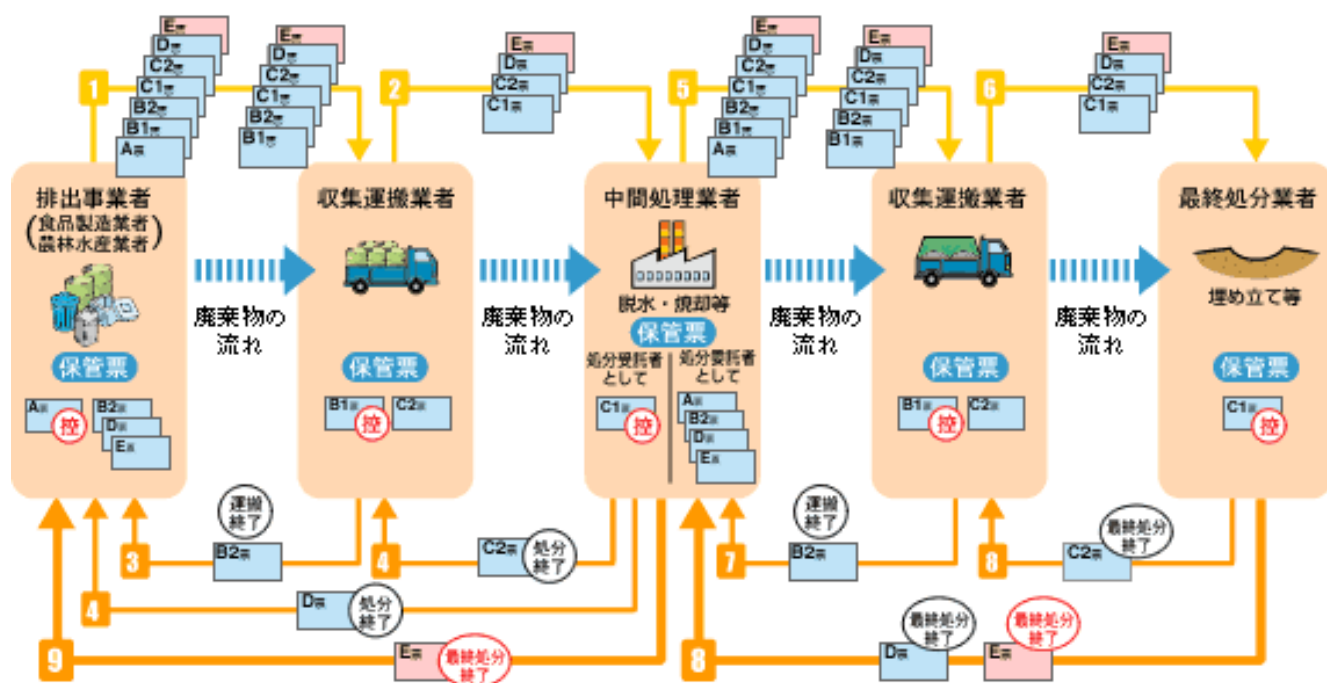
産業廃棄物の収集運搬及び処分については、都道府県の許可を受けた許可業者に処理を委託しなければなりません。委託に際しては、収集運搬用と処分用で原則2通りの契約が必要になります。委託基準などの詳細その他については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは、廃棄物の種類、量、事業者の氏名又は名称などを記載する複写式の伝票です。産業廃棄物を排出する事業者がその処理を委託する場合に、排出量にかかわらず、作成が義務付けられています。

マニフェストの使用により、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正な処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理の確保ができます。

産業廃棄物マニフェストの流れ



事業所から出る廃棄物の処理

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

※重要 5年保管

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 <u>△</u> 年 <u>△</u> 月 <u>△</u> 日	交付番号 20000000193	処理番号	交付部 山田 太郎
氏名又は名称 <u>〇〇食品(株)</u>	住所 東京都〇〇区〇〇町△-△	名称 <u>〇〇食品〇〇工場</u>	所在地 〇〇県〇〇市〇〇町△-△
<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 塵えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 7000 引火性薬油 <input type="checkbox"/> 7424 墨えがら(有害) <input checked="" type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 粉状の汚土・固形物 <input type="checkbox"/> 7010 引火性薬油(清濁) <input type="checkbox"/> 7425 蒸油(有害) <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 0400 液酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 炭酸(有害) <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 炭アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 0600 プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7210 炭アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 動物系成形不変物 <input type="checkbox"/> 7421 磨石粉等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害) <input type="checkbox"/>	数量(及び単位) 1トン	荷姿 ドラム缶	
中間処理 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		産業廃棄物の名称 食品汚泥	
最終処分 の場所 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		有害物質等 起分方法 たい肥化	
運搬受託者 氏名又は名称 (株)〇〇運送	住所 〇〇県〇〇市〇〇町△-△	名称 〇〇処理センター〇〇処理場	所在地 〇〇県〇〇市〇〇町△-△
処分受託者 氏名又は名称 (有)〇〇処理センター	住所 〇〇県〇〇市〇〇町△-△	氏名 田中 次郎	数量(及び単位)
運搬担当者 氏名	氏名	受領印	数量(及び単位)
最終処分 を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号	受領印	数量(及び単位)

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会 R100

B2票 平成 △年 △月 △日
D票 平成 △年 △月 △日
E票 平成 △年 △月 △日

電子マニフェスト

電子マニフェストを導入することもできます。
 導入には国の指定機関である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターへの加入が必要です。0800-800-9023までお問い合わせください。

区への提出、届出

排出状況表 A

フォームの変更は行わないように(項目追加等)

建築物名称	
-------	--

種類	年度区分	前年度実績(年4月～ 年3月)			今年度計画(年4月～ 年3月)			対前年度(今年度計画-前年度実績)				
		発生量 (A)	処理区分		再利用率 (B÷A×100)	発生量 (D)	処理区分		再利用率 (E÷D×100)	発生量の増減 (D-A)	再利用率の増減 (E-B)	廃棄量の増減 (F-C)
			再利用率(B)	廃棄量(C)			再利用率(E)	廃棄量(F)				
事業系廃棄物	可燃物	①コピー・OA用紙	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		②機密文書	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		③雑誌・パンフレット・色付き紙	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		④新聞紙・折り込みチラシ	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		⑤段ボール	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		⑥ミックスペーパー	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		⑦その他の紙類	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
	紙類計(①～⑦の計)	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
	その他	⑧ゆうかい(茶殻、残飯等の生ごみ)	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
		⑨木・草・繊維等(①～⑧以外のもの)	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
その他計(⑧～⑨の合計)		0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
可燃物(一般廃棄物)計(①～⑨の合計)・A	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	
不燃・焼却不適物	⑩飲食用瓶類	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	⑪飲食用缶類	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	⑫ペットボトル	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	⑬食用油	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	⑭弁当がら	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	⑮その他	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	不燃・焼却不適物(⑩～⑮の合計)・B	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00
特定の事業活動に伴う可燃物・C	t	t	0.00	t	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	0.00	
総合計(A+B+Cの合計)	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	0.00	0.00	

備考 数量については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までの表示にしてください。 臨時に排出する什器類については記入しないでください。

①コピー・OA用紙	コピー紙・OA紙・上質紙・中質紙等 白色の紙
②機密文書	機密を要する文書(再利用する場合は溶解処理)
コピー・OA用紙に含む	
③雑誌・パンフレット・色付き紙	雑誌・パンフレット・色上質紙・お菓子の空箱等
④新聞紙・折り込みチラシ	新聞紙・新聞の折り込みチラシ
⑤段ボール	段ダンボール
⑥ミックスペーパー	ミックスペーパー
⑦その他の紙類	シュレッダー その他の紙

区への提出、届出

「ごみ処理・リサイクルフロー図」には、ごみ・資源の発生から最終処分までの流れをご記入いただくものです。処理の流れがわからない場合には、委託している業者に確認のうえ、記入・作成してください。

また、記入欄が足りない場合については、未記入欄の活用や、新しい欄を追加して記入してください。流れを把握することも廃棄物管理責任者の役割です。

ごみ処理・リサイクルフロー図 <<記入例>> 建築物名 杉並〇〇ビル 令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

種別 リサイクルできる紙類	容器等の配置場所(表示)	運ぶ人	保管場所での表示	収集運搬業者	中間処分先および最終処分先
コピー用紙・ストックフォーム	個人ボックス	館内清掃業者	上質紙	〇〇紙業	
同上 新聞紙	3段リサイクルボックス		新聞		
同上 雑誌・チラシ等			雑誌・広告		
同上 段ボール			各自	〇〇紙業	
可燃ごみ 紙ごみ・雑ごみ等		個人ごみ箱	館内清掃業者	可燃ごみ	〇〇興業
厨房(事務所) 生ごみ・茶殻等	給湯室(生ごみ)	館内清掃業者	生ごみ	〇〇興業	
厨房(店舗) 生ごみ・茶殻等	調理室(生ごみ)	各店舗従業員			
びん類	給湯室(びん)	館内清掃業者	びん類		
	自販機横(びん・缶・ペット)	自販機業者	(営業所等)		
缶類	給湯室(缶)	館内清掃業者	缶類		
廃油	厨房内	各店舗従業員	廃油		
発砲スチロール	倉庫(発砲スチロール)	各自	発砲スチロール		
不燃ごみ ビニール類・プラスチック等	事務所内(プラスチック等)	館内清掃業者	不燃ごみ		

「家庭」と「事業」のごみの分け方の違いにご注意ください

平成20年から本格実施された清掃工場でのサーマルリサイクルにより、従来不燃ごみであった家庭から排出されるプラスチックが可燃ごみになりました。一方で、事業で排出されるプラスチックは従来通り産業廃棄物に分類され、23区内の清掃工場へ持ち込むことができません。

事業系ごみとして許可業者へ収集委託している場合には、プラスチック類が家庭での分別とは異なりますので、従業員やテナント、利用者の方が分別で混乱しないように周知の徹底をお願いします。

区への提出、届出

2 廃棄物管理責任者選任届

廃棄物管理責任者とは、建築物から排出される廃棄物の減量・適正処理に関する業務を担当する者で、所有者等が選任します。責任者を選任したときには、廃棄物管理責任者選任届を区に提出してください。

杉並区長宛

建築物名称 _____

建築物所在地 _____

所有者住所 _____

所有者氏名 _____ 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

杉並区廃棄物の処理および清掃に関する条例第14条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日		令和 年 月 日
新任者	会社名	_____
	所在地	〒 _____
	所属名・役職	_____
	ふりがな	_____
	氏名	_____
前任者	電話番号 (内線)	() ()
	氏名	(初めて選任する場合は記入不要)
	事由	・人事異動のため ・その他 ()

注：今回の選任以降、廃棄物管理責任者が変更された場合は、選任後30日以内に届出をしてください。

- (1) 提出が必要な場合
 - ①新たに1000㎡以上の事業用大規模建築物を建設した場合
 - ②廃棄物管理責任者が人事異動などで変更になった場合(原則変更になってから30日以内に提出する。)
 - ③移転により建築物の使用をやめたときや廃棄物管理責任者選任の必要がなくなった場合
- (2) 提出先・部数
管轄の清掃事務所に1部提出する。
- (3) 廃棄物管理責任者講習会の受講
新たに廃棄物管理責任者に選任された方及び受講後3年を経過した方が廃棄物管理責任者講習会の受講が必要です。

廃棄物管理責任者講習会

区では、廃棄物管理責任者講習会を年に2回開催しています。講習会の主な内容は、廃棄物に関する法令、廃棄物管理責任者の役割についてです。受講対象となる方には、区よりあらためて講習会についてご案内します。

環 境 関 連 用 語 集

あ行

ISO

国際標準化機構（International Organization for Standardization）。1947年に設立された国際機関、国際標準化機構のこと。世界共通の工業規格として約一万種類のISO規格を発行している。

ISO14000 シリーズ

国際標準化機構がまとめた環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称。構成は環境マネジメントシステム、環境審査、環境ラベル、環境行動評価、ライフサイクルアセスメントからなる。

RDF

ごみ固形化燃料（Refuse Derived Fuel）。廃棄物から選別した可燃物を粉碎、選別、成型固化などの工程により製造した固形燃料。

RPF

RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）とは、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。

あわせ産廃

市町村が単独に、または（一部事務組合等により）共同して、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物をいう（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条第2項）。

具体的には、事業者が自己処置すべき産業廃棄物のうち、①紙くず、②木くず、③ガラス及び陶器くず、④金属くず、⑤廃プラスチックの5品目について一定の基準を設けたうえで、一般廃棄物と合わせて処理することができるもので、①②⑤は可燃ごみ、③④は不燃ごみの扱いになる。なお、「あわせ産廃」を出すことができるのは、事業系有料ごみ処理券を貼付し、区の収集を利用する場合に限る。

また、廃棄物処理業者に委託する場合や清掃工場に直接持ち込む場合は、産業廃棄物となり、「あわせ産廃」にはならない。

安定型産業廃棄物

産業廃棄物のうち廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の5品目は、性質が安定しており、生活環境保全上の支障を及ぼす恐れが少ないので、「安定型産業廃棄物」と呼ばれている。

EMS

環境マネジメントシステム (Environmental Management System)。

「環境に対する良い影響を増大させ、悪い影響を減少させる」という目的のもと、その環境目標を達成するために計画→実行→評価→改善をしていく一連のプロセスのことを言う。

一廃 (いっばい)

一般廃棄物の略語。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であり、区条例上事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物に区分される。このうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康また生活環境に関わる被害を生ずる恐れがある性状を有すものを特別管理一般廃棄物という。

LCA

Life Cycle Assessment、主に個別の商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策を利害関係者ととともに客観的に議論し検討すること。⇒ライフサイクルアセスメント

エコセメント

エコロジーとセメントを合わせた新しい合成語で、都市ごみの焼却灰等の廃棄物を中心にして、普通セメントでも用いられている原料類。

エコマーク

消費者主権を発揮して環境保全を進める仕組みのひとつ。環境庁が考案したエコマークは、商品の消費段階や廃棄段階において環境保全に役立つ商品につけられており、このような商品を消費者に推薦することにより環境問題に関する情報を提供し、環境保全型の商品を普及させ、消費生活に伴う環境汚染の低減を図り、あわせて環境保全意識の高揚を図っている。

SDGs (エス・ディー・イー・ジー・ズ)

2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のこと。

SDGs は、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の三つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されている。

これらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長や男女差別（性差別）に至る広範囲な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を 2030 年までに達成することが目標されている。

環境関連目標は目標 12 の**つくる責任・つかう責任【持続可能な消費と生産】** 持続可能な消費生産形態を確保する。その中でも 12-3 食品ロス問題と 12-5 廃棄物の発生抑制、再使用、再利用などがある。

途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）とは異なり、先進国を含むすべての国に適用されるのが最大の特徴である。

か行

家電製品協会

家電メーカー 32 社 11 団体で組織されており、廃家電の有効利用、家電製品の安定性の向上、省エネルギー・省資源等に関する研究を行っている。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭などで使用された後、廃棄される家庭用電気製品のリサイクルを進めるため、関係者は果たすべき義務と費用負担、対象となる機器などを定めたもので、2001 年 4 月に施行された。

カレット

回収したガラス瓶を砕いたもので、ガラス瓶の原料になる。現在では、道路舗装材、断熱材、人工大理石など用途が広がりつつある。

環境アセスメント（環境影響評価制度）

大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の見直しをしたり、環境保全対策を立案したりする手続きの仕組みを言う。東京都環境影響評価条例では 200t/日以上のごみ処理施設や 1 ヘクタール以上の陸上最終処分場などが対象となっている。

感染性廃棄物

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物があり、それぞれ特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる。感染性一般廃棄物は病院・診療所・衛生検査所・老人保健施設等から生ずる廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物、またはこれらの恐れがある廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいう。具体的には、手術等により排出される臓器・組織・血液等が付着した脱脂綿・ガーゼなどである。感染性産業廃棄物は、病院・診療所・衛生検査所・老人保健施設等から生ずる廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物、またはこれらの恐れがある廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等又は産業廃棄物を処分するために処理したもの等をいう。具体的には血液等が付着した注射器、メス、手術用手袋などがある。

禁忌品

古紙を再生するにあたり、古紙の原料として混入を避けるべきものをいう。

(財)古紙再生センターの規格によれば

禁忌品A類は紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。①石、ガラス、金もの、土砂、木片等、②プラスチック類、③樹脂含浸紙、硫酸紙、布類、④ターポリン紙、ロウ紙、石膏ボード等の建材、⑤捺染紙(なっせんし)／昇華転写紙、⑥その他工程あるいは製品に著しい障害を与える物。

禁忌品B類は紙原料に混入することは好ましくないが、少量の混入はやむを得ないもので次のものをいう。①カーボン紙、②ノンカーボン紙、③ビニールコーティング紙、④粘着テープ(ただし段ボールの場合は禁忌品としない)、⑥その他製紙原料として不適当なもの。

グリーン購入

環境配慮型の製品、サービスを優先的に購入することをいう。行政機関や企業の購入の場合は、「グリーン購入の調達者の手引き」がある。行政機関におけるグリーン購入の指針としては、環境省の「物品推奨リスト」、滋賀県の「環境にやさしい物品の購入基本指針」が代表的である。東京都の場合には「東京都庁再生品利用ガイドライン」、杉並区においても「環境に配慮した物品調達リスト」や「グリーン購入の手順」の例がある。

グリーンマーク

古紙再生利用製品の利用拡大を通じて、古紙の再生利用の意義と認識、地域環境緑化の推進を図るの。古紙再生利用製品にグリーンマークを表示して、木材パルプ利用の紙製品との識別を行えるようするとともに、グリーンマーク収集に応じて学校や自治体・町内会に希望の苗木を贈り、学校や地域の緑を増やすことによって自然環境や森林資源の保護に対する意識の向上に役立たせることとしている。

ケミカルリサイクル

一般的に廃棄物を化学反応による組成変更をしたリサイクルを指す。

ガス化、油化、高炉原料化などがケミカルリサイクルの代表的なもので、マテリアルリサイクルの次に環境負荷の軽減に大きく貢献できるリサイクル手法。プラスチックをそのまま燃料にするサーマルリサイクルとは異なる。マテリアルリサイクルの一種とされている。

建築リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

解体工事業者の登録制度の実施により分別解体の適切な実施を図り、また特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じることにより、建設廃棄物全体のリサイクルの推進を目的とした法律

建築廃棄物

建築・建設工事に伴い発生する廃棄物。産業廃棄物全体に占める割合が高い。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律

古紙（こし）

一度市場に流通し使われた紙のことで、市中回収古紙（店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙）と産業古紙（紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの）の総称。主にリサイクルされるための雑誌、新聞紙、板紙（いわゆる段ボール）などをいう。

コンポスト

生ごみや畜産廃棄物などの有機性廃棄物を微生物の働きにより発酵分解して、堆肥化させたもの。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を燃料として利用し、その熱エネルギー（発電、温水など）を回収すること。→ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル。

再生資源

副産物、廃棄物が再資源化されたもので、利用可能となった有用物または製品を指す。すなわち、廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し再生資源としたものである。

再生資源利用促進法（リサイクル法）

資源有効な利用の確保を図るとともに廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するために、再生資源の利用の促進に関する必要な措置を講じることを目的として、平成3年4月に公布、同年10月に施行された。主な規定事項は①利用の促進に関する基本方針、②関係者（国、地方公共団体、事業者、消費者）の責務、③事業者に対する措置等。

材料リサイクル

メカニカルリサイクルとも言う。マテリアルリサイクルの一形態で、原料・材料として利用できるように加工し再利用すること。→マテリアルリサイクル。

産廃

産業廃棄物の略語。事業活動によって生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法施行令で定める20種類の廃棄物並びに輸入された廃棄物を言う。20種類の廃棄物は①燃えがら、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、⑩銧さい、⑪がれき類、⑫ばいじん、⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物系残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したのもで①～⑱の産業廃棄物に該当しないもの。なお、産業廃棄物うち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康または生活環境に係わる被害を生じる恐れがある性状を有する者を政令で特別管理産業廃棄物として定めている。⇒廃棄物・一般廃棄物・感染性廃棄物

自区内処理の原則

昭和40年代のごみ戦争の際に主張された考え方で「各区内で発生するごみは各区内のいずれかの場所で処理すべき」というもの。一般廃棄物処理の望ましい原則として全国的に広まったものである。法律でも市町村の区域内処理を原則としているが、一定の条件で区域外処理も認めている。具体的には、再資源化可能な一般廃棄物の区域外処理（生ごみ等の堆肥化）や複数の市町村による共同処理などの実例がある。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、クルマのリサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

省資源

地球上の資源を保護するため、物質やエネルギーの消費を減らすこと。

省エネルギー（省エネ）

石油・電気・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、この消費量を減らすこと

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物について、①発生抑制と減量化による最終処分量の減少②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再利用についての基本方針を定めた法律。（平成13年5月改定）

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

食品ロス削減推進法

国、地方自治体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための法律。（2019年10月施行）

シュレッダーダスト

一般的に解体、プレス後の廃自動車や廃電気機械器具はシュレッダーで破碎処理された後、金属スクラップを選別回収しその残さは廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くずなどの混合物の状態で排出されている。

これが「自動車等破砕物」であり、一般にシュレッダーダストと呼ばれている。シュレッダーダストからは、有害物質が溶出する場合があることから、安定型産業廃棄物としての埋立処分が平成7年4月1日から原則禁止されている。

スーパーエコプラント

廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部の都有地において、民間事業者等が主体となり廃棄物処理・リサイクル施設。場所は城南島と中央防波堤内側埋立地区にある。

スラグ

燃え残りの物質に含まれる無機物が解けてガラス状になったもの。

スラッジ（汚泥）

下水処理や工場廃水（廃油）処理の過程で生じる泥状物質。90%以上の水分（廃油）を含み、廃水（廃油）中の浮遊物質が沈殿したものを沈殿汚泥、生物処理から発生するものを余剰汚泥という。処理には脱水，乾燥焼却，埋め立てなどがあるが，その処分が問題となっている。石油タンカー内に沈殿体積した廃棄物を示す場合もある。

ゼロウェイスト（zero waste）

無駄・ごみ・浪費をなくすという意味。

出てきた廃棄物をどう処理するかではなく、そもそもごみを生み出さないようにしようという考え方。

ゼロエミッション（zero emission）

1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。

狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋立て処分）する量をゼロにすることを指す。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化学物質の一つ、ダイオキシン類特別処置法では、コプラナPCBもダイオキシン類に含めることとされた。最も毒性の強いとされた。

代替フロン

フロンは安定な物質で、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や断熱材の発泡剤として用いられてきたが、大気中に放出されると成層圏まで上昇し、紫外線で分解され、オゾンと反応してオゾン層を破壊すると考えられることから、国際的に生産規制等が行われている。オゾン層の破壊を防ぐためには、フロンの代わりに、塩素原子を含まず代替フロンが開発された。

特管物（とっかんぶつ）

特別管理一般廃棄物（特管一廃）及び特別管理産業廃棄物（特管産廃）。特管一廃、特管産廃はそれぞれ一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして政令で定められている。特管一廃は廃エアコン等に含まれるPCBを使用する部品、一般廃棄物処理施設から生じるばいじん、病院等において生じた感染性廃棄物がある。特管産廃はPHが2.0以下の廃酸、PCB汚染物、基準値以上の有害物質が溶出する汚泥、飛散する恐れのある石綿等が定められている。

な行

ナノグラム（ng）

10億分の1グラムを意味する。

は行

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、人の生活や事業活動に伴って生じるとみ等の汚物又は不要物を廃棄物という。このうち、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律および政令で定める20種類をいい一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

BDF

バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel） ⇒VDF

PCB（ポリ塩化ビフェニール）

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の

電気機器の絶縁油として広く使用された。しかし、有害（カネミ油症事件）であることが判明したため、昭和 47 年以降は製造や新たな使用は禁止された。このため、絶縁油に PCB を使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものは PCB 廃棄物として特別な保管・処分をしなければならない。

ピコグラム (Pg)

1 兆分の 1 グラムを意味する。

非木材紙

ハイビスカスの仲間のケナフ、サトウキビの搾りかすのバガス、稲わら、その他コットン等を利用して作られている。森林資源節約になるため、注目されている。⇒代用パルプ

ビルピット汚泥

地下室等がある事業建築物（ビル）で汚水や雑排水を溜めておく地下の合併槽等に沈殿した汚泥。このうち、し尿混じりのものは一般廃棄物となり、混ざらないものは産業廃棄物となる。

プラスチック新法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

VDF

ベジタブル・ディーゼル・フューエル。廃食用油を再生した軽油の代替燃料（植物油のディーゼル燃料で、エステル化燃料ともいう）。⇒BDF

フレーク

ペットボトルをリサイクルするため、破碎、洗浄、乾燥したので、プラスチック製品の材料となる。また、溶かして品質を均一化した粒状のものをペレットといい、ポリエステル繊維の原料となる。

ポリエチレン

科学的な構造が一番簡単な樹脂で、優れた性質を持っており、価格も安いので世界で最も大量に使われているプラスチックである。

ポリエチレンテレフタレート

この樹脂は 1960 年代からポリエステル繊維として、合成繊維の中で最も多量に使用されており、ポリエチレンテレフタレートの生産量の 60%が繊維用である。

ポリ塩化ビニール

エチレンの水素原子 1 個を塩素に置き換えた塩化ビニールが重合した樹脂である。古くから親しまれ、柔らかいフィルムや人工皮革、電線の被覆材、雨樋、水道管などの固い製品まで幅広い範囲で使用されている。

ポリ塩化ビニリデン

ポリ塩化ビニールと似たような性質で、ガスバリアー性（空気を通さない）に優れ、耐熱性もあるので、特に電子レンジでの加熱時や食品保存用の家庭用ラップ原料に多く使用されている。

ポリスチレン

家庭用でよく見るプラスチックはポリスチレンである。中でも発泡ポリスチレンはスーパーの各種トレー、インスタントカップ麺の容器などに使用されている。

ポリプロピレン

耐衝撃性、耐薬品性、耐水性はポリエチレンとほぼ同等で耐摩擦性や耐熱性はポリエチレンより優れている。

形成によって各種の容器、家電製品、雑貨などに使用されている。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物を材料として再利用するリサイクル。材料リサイクルとケミカルリサイクルとを含めて言う場合と、材料リサイクルそのものを指し、ケミカルリサイクルとを対置して言う場合がある。→ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル。

マニフェスト

廃棄物の種類、量、排出場所を記載する伝票。マニフェストを使用することによって、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正処

理を防止することができる。マニフェストには一般廃棄物管理票、産業廃棄物管理票がある。

ミックスペーパー

禁忌品とされていたカーボン紙、付箋紙、窓付き封筒、防水加工紙、感熱紙などの紙。古紙再生推進センターの古紙標準品質規格表に該当しない、いわゆる雑紙のこと。

もっぱらぶつ（専ら物）

廃棄物のうち「専ら再生利用の目的となるもの」のことを示す。古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維が該当し、この収集・運搬は業の許可を要しない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条、第14条参照

や行

容り法（容器包装リサイクル法）

家庭などから排出される一般廃棄物のうち、資源として利用できる容器や包装類についてのリサイクルシステムを確立することを目的とし、1994年4月に施行された。

溶融スラグ

灰（焼却灰）溶融により生成されたガラス状の固体。インターロッキングや路盤材等に利用できる。

ら行

ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品が環境に与える影響を原料調達から生産・流通・輸送・販売・使用・廃棄・再利用に至るまでの全工程で評価する規格。

ラミネートチューブ

チューブの一種で、合成樹脂、特殊紙、アルミ箔などをラミネート加工により重ね合わせたシートを原料として作られる。

食品、歯磨剤、医薬品、化粧品、絵具、接着剤など半固形状の材質のものを入れるのに幅広く用いられている。

それまでの金属チューブに取って代わったが、欠点が問題となる医薬品、絵

具、接着剤などでは金属チューブも使い続けられている

中身を使い切ることが難しいのでごみの対象になることが多い

リターナブルびん

洗って繰り返し使用できるびん。ビールびんや一升びんが代表的。

リデュース

ごみを減らすこと。容器包装のリデュースの具体例としては、①簡易包装の推進、②容器包装の薄肉化、③消費者自らの買い物袋を利用する。

リユース

再び使用すること。容器包装のリユースの具体例としては、①リターナブル容器を利用する。②内容物詰め替え容器の利用等がある。

リサイクル

廃棄物（ごみ）単に廃棄せず再利用する。サーマルリサイクル・マテリアルリサイクル・容器包装リサイクル・家電リサイクル・RDF・RPFなど。

わ行

ワンウェイびん

再使用でないびん。これらのびんは回収された後、色分別、破碎処理され再び、びんの原料になる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋

もっぱら物

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

もっぱら物

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

あわせ産廃

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。